

第 1 章 計画の概要

1. 一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1) 計画策定の背景

わが国は昭和 49 年に出生率が 2.05 を割り込んで以来、少子高齢化の深刻化が懸念されてきており、平成 20 年についに人口減少社会に突入しました。目まぐるしく変化する社会の変化から生じる地域課題に加えて、近年新型コロナウイルス感染症の世界的広がりによって従来のつながりを維持することが難しくなっています。一方で、全国で多発する大規模災害に対応した地域づくりや生活困窮者、ひきこもり、8050 問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※問題等、従来の制度では十分に対応できない課題が増え続けており、地域福祉に求められる役割は大きくなってきています。

国においては、このような複雑化・多様化した課題に対して、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、性別や年齢、障害の有無に関係なく、すべての人があらゆる場において、それぞれの強みを生かして活躍することができる社会の実現をめざして様々な施策を展開しています。また、平成 29 年に社会福祉法が改正されたことにより、地域福祉計画の策定が努力義務となり、福祉計画における上位計画として位置づけられ、PDCA サイクルを踏まえた進行管理を実施する必要性が示されました。

地域福祉計画では、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を明記することが求められています。さらに、様々な地域生活課題※を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民が互いに支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることができる「地域共生社会※」の実現に向けた取組を推進することとなります。

このたび策定する「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）」は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のための「地域福祉計画」と併せて、地域福祉の実践に向けて社会福祉協議会が中心となって推進する「地域福祉活動計画」をともに含むものです。

また、誰一人取り残さない包摂的な社会の実現に向けて、本計画では「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「再犯防止推進計画」を包含するものとします。

(2) 法的根拠

本計画は社会福祉法第 107 条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障害のある人、子ども等を対象とする福祉施策における分野別計画の上位計画として位置づけるものです。また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第 106 条の 3 に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法 106 条の 5 に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。なお、本計画に包含することで一体的に支援体制を図る再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項を法的根拠として策定します。

◆社会福祉法<第 107 条>より抜粋◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法<第 106 条の 3>より抜粋◆

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等[※]及び支援関係機関[※]による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

■重層的支援体制整備事業実施計画

◆社会福祉法<第106条の5>より抜粋◆

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

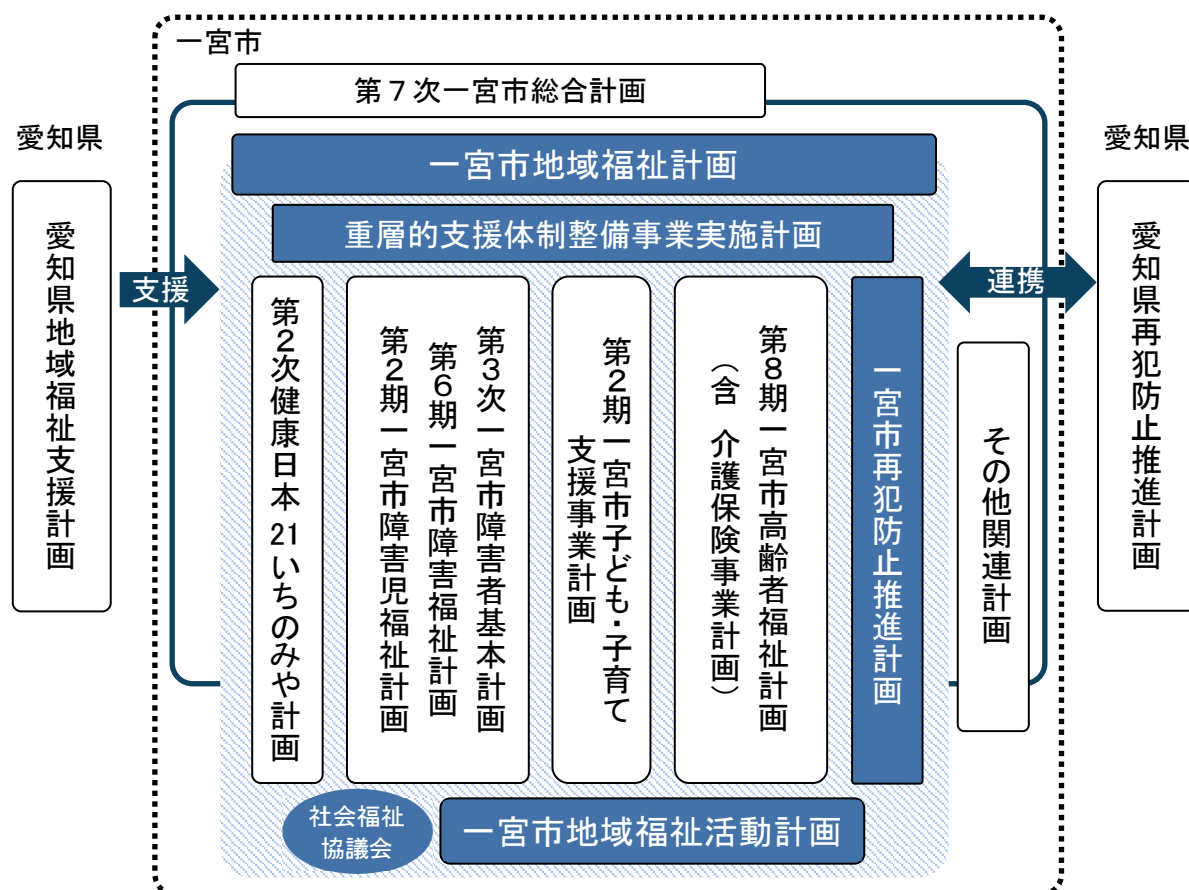
■地方再犯防止推進計画

◆再犯防止推進法<第8条第1項>◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(3) 他の計画との関係性

本市における保健福祉関係計画には、分野別計画として、それぞれの根拠法に基づく各種計画(健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等)が策定されています。上位計画である第7次一宮市総合計画との整合調和を図りつつ、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取組が地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。



(4) 計画期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行うものとします。

2. 地域福祉とは

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障害のある人、子どもを含め、誰であっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい、という願いを実現するために重要なものです。

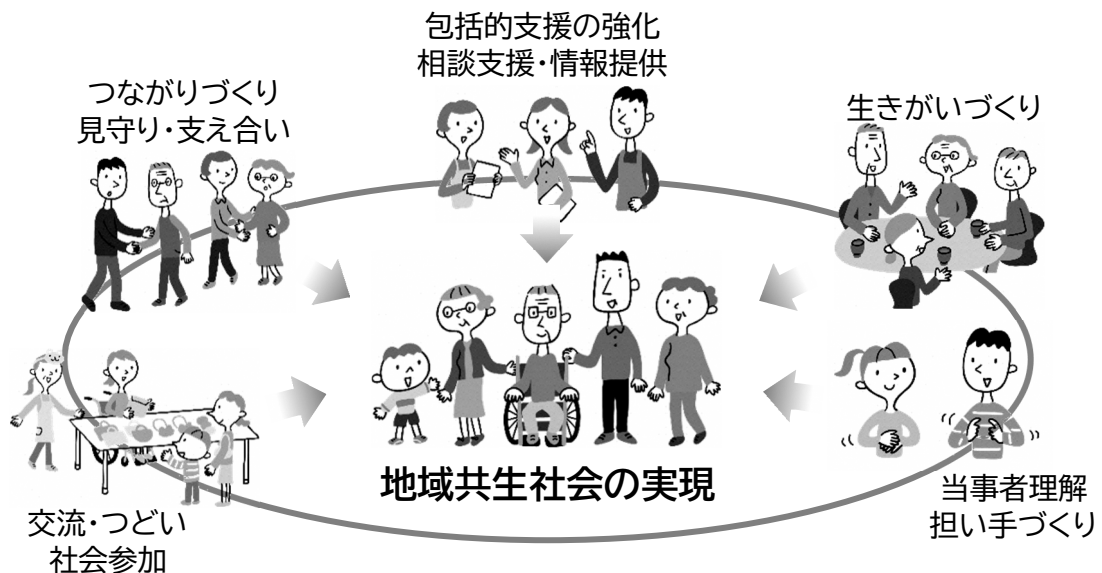
地域福祉とは…

- 様々な担い手(市民・事業者・社会福祉協議会・行政)が互いに協力して、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等、自助・互助・共助・公助の役割分担を考えること
- 課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと



地域福祉計画・地域福祉活動計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を越えて、地域の皆様や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会（共生社会）の実現をめざしていきます。

■ 地域福祉がめざす共生社会

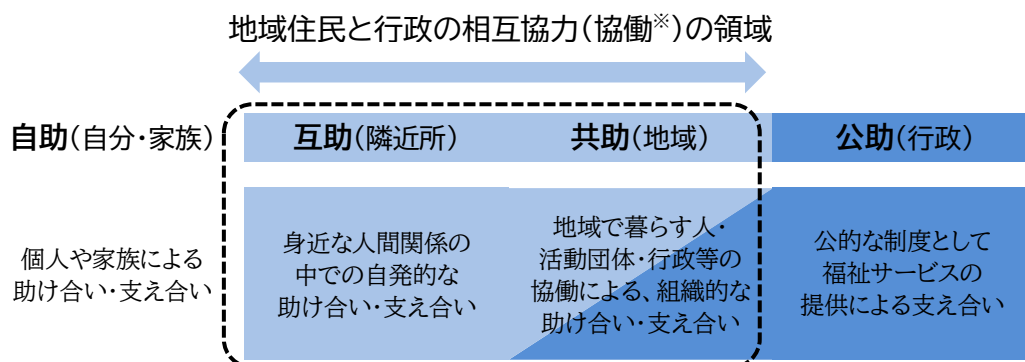


(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障害のある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決するしくみづくりが、地域福祉計画に求められています。

自助	：自分自身や家族で解決することを考え、対応すること
互助	：隣近所の手助けなど、身近な人間関係の中で助け合うこと
共助	：地域活動・ボランティアなどによって地域で支え合うこと
公助	：「自助」「互助」「共助」でも解決できない課題に対して、行政等が行う公的支援や福祉サービスで対応すること

■自助・互助・共助・公助の役割イメージ



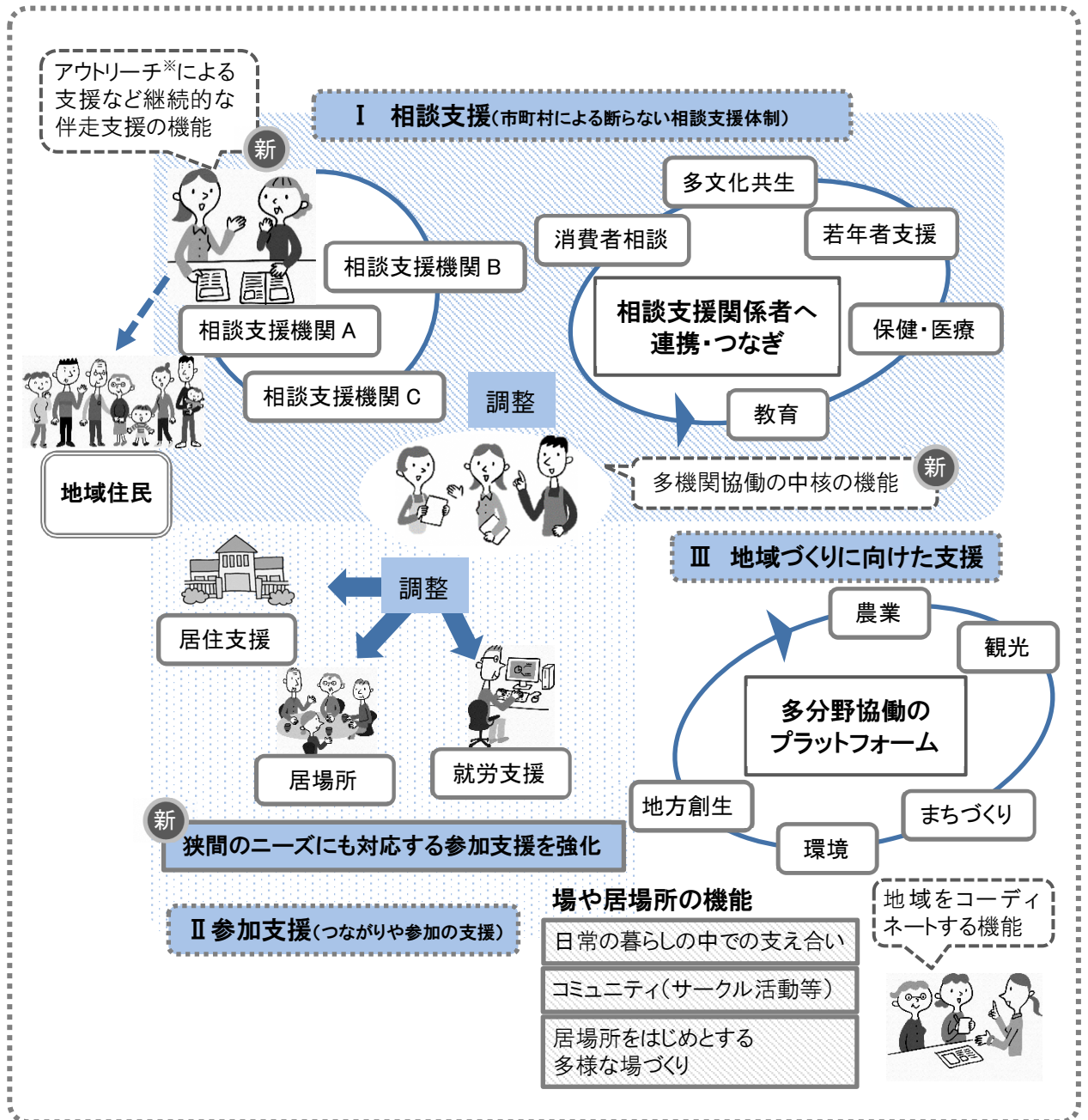
(3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。国においては各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

■重層的支援体制整備事業の枠組み

事業名	事業概要	実施内容
①断らない相談支援	介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、断らない相談支援の実施	○属性や世代を問わない相談 ○多機関協働※の中核機能 ○専門職による伴走支援(つながり続けることをめざすアプローチ)
②参加支援 (社会とのつながりや参加の支援)	「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施	○狭間のニーズにも対応する参加支援
③地域づくりに向けた支援	地域において多様なつながりが育つことを支援する事業の実施	○交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能 ○地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保

■地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業のイメージ



資料:地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第2号掲載図参考

(4) 再犯防止推進計画とは

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間（平成30年度～令和4年度）で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画です。

再犯防止推進法第8条第1項に基づき、国や県と連携して事業を推進するため、地方再犯防止推進計画を本計画に包含するものとして位置づけ、策定しています。

なお、本計画における再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者」を「犯罪をした者等」として記載します。

◆再犯防止推進法<第8条第1項>（再掲）◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■再犯防止推進計画における基本方針と重点課題

基本方針	重点課題
1. 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進	①就労・住居の確保等
2. 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施	②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3. 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力することの重要性を踏まえて実施	③学校等と連携した修学支援の実施等
4. 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施	④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
5. 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成	⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
	⑥地方公共団体との連携強化
	⑦関係機関の人的・物的体制の整備

3. 策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体、市民によって構成される一宮市地域福祉計画策定委員会、庁内の関係各課によって構成される一宮市地域福祉計画推進会議を中心に、計画案についての審議・意見交換を交わしながら計画策定に取り組みました。

市民参画の機会として、市民アンケートや関係団体ヒアリング、分野別ワークショップ、地区別懇談会を開催しました。また、パブリックコメント※を実施し、地域福祉に対する市民の思いを計画に反映しました。

■計画策定のイメージ

